

「パレット商品券」

お取扱終了に伴う払戻しのお知らせ

赤坂ビル(株)は、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり「パレット商品券」の払戻しを行います。未使用の当該商品券をお持ちのお客様は、期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

払戻し商品券

赤坂ビル(株)の発行する未使用の「パレット商品券」
(1,000円券・500円券)

1,000円券



500円券



申出期間

平成30年1月5日(金)から平成30年3月15日(木)まで

※上記期間内に申出されない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻場所

ショッピングタウンパレット内1階インフォメーション

金沢市笠舞1丁目23番23号 電話076(222)3521

お申出方法

当該商品券をご持参の上、所定の「パレット商品券払戻しお申出書」に必要事項をご記入いただき口頭にてその旨お申出下さい。

払戻方法

お申出時に、当該商品券と交換に現金にてお支払します。

お問合せ先

赤坂ビル(株)ショッピングタウンパレット事務局

金沢市笠舞1丁目23番23号 電話076(222)3521

お問合せ時間:10時から20時まで